

小牧市課題提案型実証事業支援業務委託仕様書

1 業務の目的

課題提案型実証事業とは、本市が抱える地域課題や行政課題について、民間事業者等からICT等の先進技術を用いた課題解決策を募集し、優秀な課題解決策を採択して実証実験を実施し、効果検証を行う事業のことである。

本市では、課題提案型実証事業を実施するため、令和3年度に課題提案型実証事業の対象となる地域課題や行政課題（以下、テーマという。）を庁内の関係部署から募集し、下記の4件を選定した。

そこで、本業務では、選定したテーマについて課題解決に取り組む民間企業等の募集や応募事業者の選考を支援し、4件のうち2件のテーマを採択して、実証実験におけるファシリテート及びプロジェクト管理など実施に必要な各種業務を委託するものである。

■ 課題提案型実証事業テーマ

件名	担当課	課題
ごみ分別案内の 便利化	ごみ政策課	ごみ分別の案内を便利にわかりやすくし、分別の誤りや市への問い合わせを減らしたい
小牧山周辺の カラス害の軽減	農政課	近隣に糞害や農作物被害を発生させているカラスの飛来を減らしたい
支所の窓口業務 のサービス向上	味噌市民センター	窓口での市民への問い合わせや、市役所でしか手続きできない手続きやサービスへの対応をスムーズに行いたい
すべての外国人 を取り残さない 情報発信	多文化共生推進室、 幼児教育・保育課	伝えたい情報をやさしい日本語に置き換えられるようにし、かつ精度の高い機械翻訳を用いて、多言語に対応した情報発信ができるようにしたい

2 委託業務名

小牧市課題提案型実証事業支援業務

3 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 主な委託場所

小牧市役所（小牧市堀の内三丁目1番地）

5 業務内容

①事業全体の概要

事業全体は下記の内容とする。

- (1) 課題解決策を持つ民間企業等の募集
- (2) 応募事業者の選考
- (3) 実証実験のファシリテート
- (4) 成果報告
- (5) 広報支援

②スケジュール（案）

令和4年6月	民間企業等募集開始、説明会の開催
7月	募集締切・応募事業者の選考
8月～令和5年1月	実証実験の実施（10月：中間報告）
2月	成果報告

③業務内容

本業務において、受注者は以下に定める事項を確実に行うものとする。
なお、実証実験の件数（採択事業者数）と実証に係る経費の上限額は、次のとおりとする。

採択事業者数：2社

実証に係る経費の上限額：250千円／件

(1) 民間企業等の募集と説明会の開催

- ・受託者は、市が作成した募集用原稿を、民間企業等の応募促進につながるようブラッシュアップし、受託者のウェブサイトへ掲載すること。

- ・応募の促進を図るためのリーフレットを作成し、SNS等を活用した効果的な広報（以下、広報支援を参照）を実施すること。
- ・受託者は、民間企業等の募集を開始した後、適切な時期に説明会を開催すること。説明会は、民間企業等に担当部署からテーマの詳細や求める解決策について説明を行い、民間企業等が応募を検討するにあたり有益なものとなるよう工夫すること。
- ・説明会はWeb会議システムを活用してオンラインで開催すること。
- ・受託者は、民間企業等からの応募を、Webサイト上から受付を行い、民間企業等と必要な調整を行うこと。また、応募事業者の一覧を作成し応募状況を適宜、市に報告すること。
- ・受託者は、テーマの解決策を持つ民間企業等について調査を行い、本事業への応募を検討するようアプローチすること。また、応募事業者の属性や流入経路などの分析を行うこと。
- ・その他、民間企業等募集のための施策を実施すること。

（２）応募事業者の選考

- ・テーマと応募事業者とのマッチング、選考に係る書類審査及び面接の補助をすること。

（３）実証実験のファシリテーション

- ・担当部署と実証実験を行う事業者等（以下、実証事業者という。）の間に立ち、各実証実験が円滑に進むよう、専門的な経験や知見を有する担当者を配置し、期間中一貫してファシリテーション及び取組支援を行うこと。
- ・全体のプロジェクト管理を行い、市との定期的（月１～２回程度を想定）なミーティングを開催すること。
- ・実証実験の開始前に、実証事業者から実証実験に係る実証計画・予算に関する書類（以下、実証計画書という。）を徴取し、その内容について、応募時の提案の趣旨・内容や担当部署・行政改革課との間で調整を行い、必要があれば実証事業者に対し、修正等を求めること。
- ・実証事業者と市が実証実験に係る覚書等を締結するにあたり、実証計画

書の調整を踏まえ、必要な助言を行うこと。

- ・実証実験終了後、実証事業者から実証実験に係る報告及び決算に関する書類（以下「実証報告書」という。）を徴取し、その内容について実証計画書や担当部署・行政改革課の意見、実証を行った際の状況等を勘案の上、精査し、必要があれば実証事業者に対し、修正等を求めること。
- ・実証報告書を確定するにあたり、実証に係る経費の金額について確定し、その確定金額も併せて実証事業者に通知すること。
- ・実証に係る経費について、受託者は実証事業者に通知した金額、及び支払時期のとおり支払いを行うものとし、支払い後、市へ速やかに報告すること。

（４）成果報告

- ・実証実験の成果について、発表の場を企画、運営すること。
- ・開催の方法、日時、場所等について市の指示のもと決定すること。

（５）広報支援

- ・実証実験の取組を市民や他の事業者等に広く知らせるため、SNSやプレスリリース等、幅広い広報活動の支援を行うこと。

（６）その他これらに付随する業務

（７）中間報告書・事業報告書の提出

- ・令和４年１０月までに、実証実験の取組状況を取りまとめた中間報告書を作成すること。
- ・本業務の成果を取りまとめた事業報告書を作成すること。事業報告書は市と協議の上、作成すること。なお、事業報告に向けて経費支出の挙証資料を確保しておくこと。
- ・事業報告書は、令和５年３月３１日までに印刷物１部の他、電子データを提出すること。

④業務実施に係る受託者の負担等について

- (1) 「③業務内容」に係る人的、物的費用は全て受託者の負担とする。
- (2) 本業務に起因する苦情、トラブルへの対応は原則として受託者の責任において行うこと。

⑤その他

- (1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を市に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は作業が困難になった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (2) 本業務遂行中に受託者が小牧市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに市へその状況及び内容を書面により報告し、市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理・解決するものとする。
- (3) この業務により作成した成果品の著作権、特許権、仕様検討の諸権利は、市に帰属するものとする。ただし、実証事業者が作成した成果品は、市と実証事業者で別途締結する覚書の規定に従うものとする。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。契約終了後においても、同様の義務を負う。また、業務遂行にあたり、個人情報保護法及び小牧市個人情報保護条例を遵守すること。
- (5) 本仕様定めのない事項又は業務上、疑義が発生した場合など、業務の遂行にあたっては、市と十分に協議をして実施すること。